

貯金規定の一部改正について

民間公益活動の促進に活用する休眠預金活用法（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）が平成30年1月1日から施行されることに伴い、平成30年1月1日より貯金規定について一部改正いたします。

【休眠預金等活用法の概要について】 ※内閣府のホームページ掲載資料より一部抜粋

○休眠預金等の発生と預金保険機構への移管

- ✓ 「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等の異動がない「預金等」です。
- ※「預金等」は預金保険法・貯金保険法の対象商品です（財形貯蓄等は除きます）。
- ✓ 金融機関は「預金等」の存在を「預金者等」に通知し、預金者等の所在が確認できない預金等については、ホームページで公告を行った上で、預金保険機構に移管します。

○預金者等への休眠預金等の払戻し・情報提供

- ✓ 「預金者等」はいつでも「預金等」があった金融機関の窓口で「休眠預金等」の払戻しを受けることができます。
- ✓ 「預金者等」は、いつでも「預金等」があった金融機関に「休眠預金等」に関する情報提供を求めることができます。

【改正する貯金規定】

- ① 当座勘定規定
- ② 普通貯金規定
- ③ 総合口座取引規定
- ④ 普通貯金無利息型（決済用）規定
- ⑤ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ⑥ 貯蓄貯金規定
- ⑦ スーパー定期貯金規定（単利型・複利型・利息分割型）
- ⑧ 大口定期貯金規定
- ⑨ 期日指定定期貯金規定
- ⑩ 変動金利定期貯金規定（単利型・複利型）
- ⑪ 据置定期貯金規定
- ⑫ 定期積金規定
- ⑬ 積立式定期貯金規定
- ⑭ 通知貯金規定
- ⑮ いくたびプラス規定
- ⑯ 退職者向け定期貯金「みのり」規定（自動継続スーパー定期「単利型」・自動継続大口定期）

※⑦から⑪および⑮については、自動継続を含みます。

【改正の内容】

休眠預金等活用法の施行に伴い、以下の内容等を貯金規定に追加しました。

- ✓ 休眠預金等活用法に係る異動事由
- ✓ 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ✓ 休眠預金等代替金に関する取扱い

※休眠預金等活用法の詳細につきましては、内閣府のホームページでご確認ください。

※改正後の貯金規定の内容をご覧になりたい方は、窓口にお申し出下さい。

※改正後の貯金規定の内容につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

《本件に関するお問い合わせ先》

JAバンク新潟県信連

営業部 025-230-2141

◆お問い合わせ時間◆

月～金（休日は除きます） 9:00～15:00